



長野県報

9月4日(木)
平成26年
(2014年)
第2604号

目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（10件）（森林づくり推進課）	3
解除予定保安林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	6
公共測量の実施（3件）（建設政策課）	7
公共測量の終了（建設政策課）	7
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	9
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	9
家畜商法に基づく講習会の開催（園芸畜産課）	12
土地改良区の定款変更の認可（3件）（農地整備課）	12
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（都市・まちづくり課）	13
一般競争入札（財産活用課）	13
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	14
一般競争入札（道路管理課）	14
正誤（森林づくり推進課）	15

告 示

長野県告示第448号

平成26年9月25日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第449号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
一之瀬脳神経外科病院	松本市島立2093	平成29年9月11日

医療推進課

長野県告示第450号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市湊字薬久保2215、2216、2237から2241まで、2242から2245まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2246から2251まで、2252・2253・2254の1・2254の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2255、2256、2257・2258（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2259の2、2260（次の図に示す部分に限る。）、2261、2262、2263・2265から2267まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、4598、4599の1から4599の3まで、4600、4619の1、4619の2、4619のト、4619のチ、4619のリ、4619のル、字行峠2232のロ、2236・字南久保薬久保5911の1から5911の3まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、5911の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字薬久保2215、2216、2237から2253まで、2254の1、2254の2、2255から2258まで、2259の2、2260から2263まで、2265から2267まで、4598、4599の1から4599の3まで、4600、4619の1、4619の2、4619のト、4619のチ、4619のリ、4619のル、字行峠2232のロ、2236、字南久保薬久保5911の2から5911の4まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第451号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字湖南字笛原5389の1、5390、5391の1、字堂ヶ入5411、5412の1、5413のイ、5413のロ、5414、5415、5416のロ（次の図に示す部分に限る。）、5419の1、5420の1、5421のイ、

5422、5423、5424の1、5425の1、5426、5427、5428の1（次の図に示す部分に限る。）、5428の2、5429の1、5430の1、5430の2、5432から5436まで、5759から5765まで、5766のイ、字竜雲寺山5767の1（次の図に示す部分に限る。）、5767の3から5767の7まで、5767の9から5767の13まで、5767の43から5767の46まで、5767のイ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第452号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字奈良井字大渡1329の3から1329の6まで、1329の14、1329のヘ、1329のト、1329のチ、1329のル、1329のヲ、1355の1、1356の1、1356のイ、1356のハ、1357、1358のイ、1358のロ、字ケミ1359の1、1359のイ、1359のロ、1359のニ、1359のホ、1359のト、1361の4、1361のリ、1374から1376まで、1377のイの1、1377の2、1378の1、1378の2、1379の1、1379の2、1380の1、1380のハ、1381、1382のロの1、1382のロの2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第453号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字片山7694のイ、7695の1、7695のイ、7698のロ、字片山滝之沢7700、字滝ノ沢7701の1、7701の2、7703のロ、7704のイ、7704のロ、7705、7706、7707のイ、7707のロ、7708、7709のイ、7709のロ、7710のイ、7711から7713まで、7714（次の図に示す部分に限る。）、7715の1から7715の4まで、字山ノ神7710の1、7710の2、7710の5、7710の7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字片山7694のイ、7695の1、7695のイ、字片山滝之沢7700、字滝ノ沢7703のロ、7704のイ、7704のロ、7705、7706、7707のイ、7707のロ、7708、7709のイ、7709のロ、7710のイ、字山ノ神7710の2、7710の5

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第454号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草4857の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第455号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪市大字湖南字内山ノ内沢山1816のロ、字内山2027の6、2027の106、2027の116、2027の117・2027の118（以上2筆国有林）、2027の119、2027のイの2、字奈良尾日影2846、2847、字砥澤2848、字砥沢石橋口2850から2853まで、字漆畠5116から5118まで、5120、5121、5227の1、字南本道北俣5122の1、字北入口5123、5124の1、5124の2、5125から5129まで、5130の1、5130の2、5131、字石橋口5134、字南本通5136の1、5136の2、字南本道ツカホ5137の1、字カニバロ5138、5140から5144まで、字ツカホ5145、字大日向5148、字ヨシアハラ5194の1、字高ズヤ5215の1、字大ミヤマ5732の1、5733の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字内山ノ内沢山1816のロ、字内山2027の6、2027の106、2027の116、2027の117・2027の118（以上2筆国有林）、2027の119、字奈良尾日影2847（次の図に示す部分に限る。）、字漆畠5116から5118まで、5120、5121、5227の1・字南本道北俣5122の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字北入口5123、5124の1、5124の2、5125から5129まで、5130の1、5130の2、高ズヤ5215の1（次の図に示す部分に限る。）、字大ミヤマ5732の1、5733の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第456号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市美麻字タノキ2831の2、2839の2、2839の4、2841の3から2841の6まで、2847の2から2847の4まで、字小沢入2838、字ホテラ畠3935、字水上3939の1、3939のハ、字南山15978の1、字馬屋の尻17782

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

字馬屋の尻17782(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タノキ2831の2、2839の2、2839の4、2841の3から2841の6まで、2847の2から2847の4まで、字小沢入2838、字ホテラ畠3935、字水上3939の1、3939のハ

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第458号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡下條村陽臥2785の1、2817、2874、2878の1、3578の1、3578の2、4424の4、5979の1、5979の2、5979の16から5979の22まで、睦沢9892、9894の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

陽臥2817・2878の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3578の1、3578の2、4424の4、5979の1・5979の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5979の16から5979の22まで、睦沢9892、9894の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第457号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小県郡青木村大字殿戸字山岸296の13、字鷹出来856の2、大字夫神字一ノ口391の2、大字奈良本字鍋山542、564、大字田澤字池ノ田1854、字上駕籠入3589の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

長野県告示第459号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡下條村陽臘3676の1、3677の1、睦沢172の1、4392の1、4393の3、4407の1、5975、6165

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第460号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町田立2056の1、吾妻2113の100、読書5334の9、5353の1

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田立2056の1・吾妻2113の100(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、読書5334の9、5353の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第461号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法

(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町三岳7029の14から7029の16まで、7072の1

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第462号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町開田高原末川1855、福島7470の2

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第463号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木祖村大字小木曾2416の6、2544、2548の12、3026の1、3026の3、3123の1、3123の2、3123の8、3123の13、3123の14
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

森林づくり推進課

長野県告示第464号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡松川村字芳小屋3237の26、字猿見沢3290、字岩嵐3291から3295まで、3297の1、3297の3、字水野3300、字青崎3301から3303まで、字藤塚3504の22、字小部沢3523、字露落3524の6、3524の7、字山崎4556の2、字日影林4562の2、字盆山4563の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芳小屋3237の26・字岩嵐3291・3293・字水野3300・字青崎3301から3303まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字藤塚3504の22、字小部沢3523、字露落3524の6、3524の7、字山崎4556の2、字日影林4562の2、字盆山4563の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第465号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町生田3481の1（次の図に示す部分に限る。）、3481の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第466号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町生田3481の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第467号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村大字北陸郷12987の7から12987の11まで、12987の13、12990の3、12990の4、13007の2、13007の3、13008の

2から13008の5まで、13009の2、13009の3、13013の2、13013の4、13013の5、13013の7から13013の9まで、13014の2、13014の3、13016の3、13016の4、14687の2、14687の3、14694の2から13694の4まで、14695の3から14695の5まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第468号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

東筑摩郡生坂村大字北陸郷13007の1、13007の5、13009の4、13009の6、13013の10、13013の11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第469号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（「平成23年東北地方太平洋沖地震」に伴う公共測量成果の改定、レベル2500数値地形図修正）

2 作業期間

平成26年7月14日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

長野県告示第470号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（塩尻市基盤地図修正）

2 作業期間

平成26年7月7日から平成27年1月5日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第471号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（道路台帳図補正更新）

2 作業期間

平成26年9月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第472号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（デジタル航空写真カラー撮影、数値地形図データ作成）

2 作業期間

平成22年11月15日から平成26年3月14日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第473号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県千曲建設事務所及び千曲市役所に備え置きます。

平成26年9月4日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
藤ノ木	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から13号までを順次結んだ 線及び標柱1号と13号を結んだ 線に囲まれた区域。	千曲市	羽尾	南三島平	356番1	1号
		"	"	堂城山	1251番イ	2号
		"	"	堂城山	1253番1	3号、4号及び5号
		"	"	堂城山	1258番	6号
		"	"	堂城山	1259番	7号
		"	"	山浦	369番2	8号及び9号
		"	"	山浦	368番1	10号
		"	"	堂城山	1253番2	11号
		"	"	山垣	360番口	12号
		"	"	山垣	360番イ	13号

砂防課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年9月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年9月4日

長野県上田建設事務所長 河 西 明 彦

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 143号
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田澤字湯坂下157番の1地先から 小県郡青木村大字田澤字湯坂下155番の1地先まで	旧	m 8.0~8.0	km 0.0374
同上	新	10.0~10.0	0.0374

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

選告示第65号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成26年9月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「社会福祉法人上伊那福祉協会 養護老人ホームみすず寮 伊那市美篋7164番地」を

「社会福祉法人上伊那福祉協会 養護老人ホームみすず夢ゆりの里 伊那市美篌7164番地1」に、「特別養護老人ホームみすず寮」を
「社会福祉法人上伊那福祉協会 特別養護老人ホームみすず四恩の家」に改める。

選舉管理委員會